HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	リューベックにおける皇帝法 : 理論的拒絶と実践的継受
Author(s)	コルデス, アルブレヒト; 田口, 正樹
Description	訳：田口正樹 (Übersetzt von Masaki Taguchi) 講演
Citation	北大法学論集, 60(3), 1-29
Issue Date	2009-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/39407
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR60-3_001.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

講　演

リューベックにおける皇帝法

――理論的拒絶と実践的継受――

アルブレヒト・コルデス
（フランクフルト大学法学部教授）
訳：田口　正樹

A

「クレオール créole」という英語の単語およびフランス語でそれにあたる「クレオール crêole」に対応するドイツ語としては、「クレオーリッシュ Kreolisch」という言葉しかない。これは従来たいてい言語学の関連で使われてきたもので、カリブ海やその他のかつての植民地、しかしまた例えばルイジアナなどでも発達した、クレオール諸語を指している。それらクレオール諸語は通常、英語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語など西欧の諸言語から分離したものであって、そして独自の言語として扱われることを今やますます強く要求するようになったものであると見なされている。例えばハイチでフランス語から発達したクレオール語が話されていることはよく知られている。しかしルイジアナとハイチの例からは、「クレオーリッシュ」が単なる一つの言語以上のものであることがわかる。つまり音楽、料理、そして結局は一つの社会全体もまた「クレオーリッシュ」として特徴付けられうるのである。これらの文化的現象の多くは単に植民地支配者の文化から分かれたものとして理解することができないものなので、（分離という）この見方はまた言語についても疑問とされうるものである。ハイチで話されている言語は、伝承のされ方が圧倒的に口頭によるものであったせいで正書法と文法の点で強度に単純化されたフランス語の一方言なのであろうか、それともまったく新しい言語なのであろうか。ドイツ語圏ではこれとパラレルな現象が、時に論争的に使われる「オランダ化」という表現で[1]議論されている。近世にオランダ語が低ドイツ語から分離したことを示唆しつつ、エルザス語やスイス・ドイツ語に関して、まさに今新しい言語の誕生が観察されると言えるのかどうかが問われている。関係者たちはこのような発展の得失についてまったく一致していない。というのも、議論に参加している何人かの人たちにとって、「オランダ化」には、より大きな言語共同体からの孤立という響きが混じっているからである。

この議論は継受、法移転、あるいはそれどころか法移植をめぐる現下の論争を新しい視角を通じて豊かにしうるものなので、法史学的視点からも興味深いところがある。というのも、この論争は、受容された法がどこからやって来て、それが新しい環境でいかに変化したかという問いをめぐって戦われるのが普通だからである。受け取った側の法秩序の、前からある土着の法のうち、どれほどが維持され、新しい諸関係の中へ流れ込んでいるのかという問いが、それと常に密接に関連している。それに対して、この継受、とりわけ（異なるもの同士の）結合、伝統的な土着の諸観念との混合は、一つの創造的プロセスであり、その結果もまた何かまったく新しいもの、従来知られていなかった第三のものでありうる、ということはこれまでほとんどテーマ化されてこなかった。「クレオーリッシュ」という概念は、こうした見方を一度試してみるよう、我々をいざなう。その場合、抽象化をすすめて、とりわけクレオール諸語のことが語られてきた西アフリカ・カリブ地域を越えていくことも可能であろう。ある民族、ある地域が、外来の法を導入し、みずからの法秩序に統合するという混合過程の結果は、ひょっとすると「クレオーリッシュな法」なのであろうか。

ハイチとルイジアナのクレオール文化から空間的にも時間的にも遠く離れた一つの例、すなわち都市リューベックとバルト海のおよそ一〇〇の都市（これらの都市ではリューベック市の法が同様に通用していた）の一五〇〇年頃の法に即して、このことを検証してみよう。リューベックは一二二六年以来帝国都市であり、それゆえ理論的にはその都市領主である皇帝の法に従って――これは中世後期にはまず第一にローマ法・教会法的学識法に従って、ということであったが――生活しなければならなかったはずであった。しかしその代わりに、リューベック市は一つの法を生み出し、みずからの都市参事会のバルト海地域全体に及ぶ司法活動によって発展させたので、その法は独自の特徴を示すようになった。これが大いに賞賛されてきたリューベック法である。しかし遅くとも一四九五年の帝国最高法院の設立以来、リューベックの都市参事会の上位にもう一つ審級が存在するということになったが、この審級は確かにすべての個別法

同様リューベック法にもローマ法・教会法的普通法に対する優先権を認めていたものの、それにもかかわらずその用語と様式を通じて統一化するような影響を帝国内の法に及ぼした。この状況下でリューベック法がなおどの程度独自性を維持することができたかという問いが、冷静かつ情熱なしに扱われることは今までほとんどなかった。一方でローマ法学者たちは、彼らの関心を引いた法的諸制度を統一的に描き出そうとしがちであり、その際土着の法的諸制度と地域的法秩序は彼らにとってほとんど脚注以上に値するものではなかった。他方でロマン主義的で時に民族主義的な防衛運動においては、リューベック法の独自性がしばしば検証もされずに主張された。この講演では、リューベックの法実務における皇帝法の痕跡が見出されるような、いくつかの典型的な事例を調査することによって、このイデオロギー的な桎梏から脱することが試みられる。その際、そのように立てられた問いは議論していた法律家たちについてはひょっとするとある程度のことを言明するかもしれないが、商人たちによって占められ、同時に裁判機能も果たしていたリューベックの都市参事会の動機については的をはずしている、ということが示される。参事会は政治的声明の中では外部からのあらゆる影響に反対していたが、日常の裁判実務ではそれに反して、皇帝法の適用が好都合である場合には、適用をまったくためらわなかった。参事会にとっては、外来の法思考に対する雄々しい抵抗ではなく、実用的で都市にとって役に立つ具体的な解決と、みずからの独立性の確保が問題だったのである。

ハンブルクの六〇キロ北東にある都市リューベックには、今日およそ二〇万を越える人々が暮らしている。リューベックがハンザ諸都市の頂点へと上昇したのは、とりわけこの都市がバルト海西南端の有利な位置を占めていたからであった。リューベックを経由する商業は、バルト海沿岸を中央・西・南ヨーロッパと結びつけ、ユトランド半島北端と現在のスウェーデン南端を巡る長い回り道を省いて廃れさせた。鉄道が発明される前は、船による輸送が最も早くかつ最も安上がりな移動形態であった。海上を一マイル行く毎に、陸上の移動を一マイル節約することになったのである。

その建設からほんの何十年か後、すなわち一二二六年に、リューベックは皇帝フリードリヒ二世によって帝国都市へと昇格させられた。同時にリューベックはこの時期、バルト海沿岸の数多くの新都市建設の模範になったのである。特にリューベック法は、これら新建設都市の都市法にとって手本として役立った。文書化された都市法とリューベックの都市参事会体制が受容されただけでなく、司法活動のルートを経由しての持続的な結びつきもまた確立された。すなわち、リューベック市の参事会は、リューベック法を受け入れた諸都市のための上訴審級になったのであり[2]、しかもこれらの新建設都市すべてがよその支配領域、つまり他のドイツ諸侯の領邦やそれどころか帝国の境界の向こう側に所在していたにもかかわらずそうだったのである。リューベックの都市参事会の司法活動は比較的豊富な史料を後に残した。数千の判決が、一四五〇年から一五五〇年の一世紀間を中心に、伝わっている[3]。

この一世紀のちょうど真ん中、一四九五年に、帝国のために一つの中央の最高裁判所が創出された。帝国最高法院である。リューベックの都市参事会はこの上級審級をすみやかに受け入れた。帝国最高法院が局地的・地域的条例法の優位を認めていたので、それを上級審級として受け入れることが参事会にとって容易になった。帝国最高法院は、「帝国の普通諸法」――つまりドイツで定められた帝国諸法および神聖ローマ帝国の法と見なされたローマ法――をただ補充的に、すなわち局地法が何の解決も用意していない場合にはじめて、適用したにすぎなかった[4]。それにもかかわらず、上位の裁判所によるコントロールの可能性は、リューベックの都市参事会の判決スタイル、判決内容、そしてまた判決の用語をも次第に変えていったのかもしれない。私が今日皆さんに紹介したいと考えるケースの大多数は、この移行期に由来するものである。

リューベック都市参事会の司法活動は実務に精通した商人エリートの手中にあったが、彼らは、法律家でなかったにもかかわらず、彼らの法秩序を、神聖ローマ帝国における近世のパンデクテンの現代的慣用という大きな参照枠組みに

次第に順応可能なものにしていった。この適応過程は数多くの譲歩、とりわけ言語上の譲歩を結果として生み出したが、それはひょっとしたら伝統的な低地ドイツ語が新しい内容に適さなかったからかもしれないし、あるいはひょっとしたら高地ドイツ語やとりわけラテン語が「より流行り」であったからというだけのことかもしれない。その結果は、伝統的な土着の諸要素と学識普通法の諸要素との、その全容を把握するのが容易でないようなハイブリッドな混合であった。リューベックの例は、伝統的で、おしなべて非学識法的な法システムの担い手が、十分に発達したある学識法秩序がもたらした挑戦をどのように受け入れたかを示すものである。参事会員たちは、他のものを救うために、何を犠牲にしたのであろうか。彼らの法用語はいかに変化したのであろうか。法業務の公的な演出――お望みならプロパガンダと言ってもよいと思われるが――と日常の法実務との間の相違は発見されうるであろうか。世界中の多くの民族がこの問題に直面してきた――民族大移動の時代から一四九二年におけるヨーロッパの膨張の開始まで、また一九世紀の帝国主義の時代から一九九〇年以後にかつてはソヴィエトの支配下にあった諸国がみずからの法文化を新たに形作るチャンスを得た瞬間に至るまで。そのように見れば、私の講演は、リューベックの都市法史と北ヨーロッパの法史に関して考えられたものであるだけでなく、また同時に比較継受研究への一つの寄与ともなるわけである。

リューベックの都市参事会は都市貴族のメンバーで構成されていた。彼らの大半は富裕で経験豊かな商人たちであった。彼らは都市のあらゆる政治的、行政的、法的案件を処理していた。彼らは新規の構成員と将来の後継者を終身任期でみずから選び補充していたのであり、それゆえ中世的寡頭制の小集団の典型例を示している。[5] 彼らは権力を持ち、自信にあふれ、経験豊富であった――しかし彼らは法律家ではなかった。マックス・ヴェーバーは彼らを「法名望家」と呼んでいるが、この呼称は、現在のアメリカでの議論における「法エキスパート」に対応するものである。強力な参事会員たちのこの寡頭制的集団は非常に数多くの分野――商業と外交、政治と行政、立法と司法――で活動していたの

で、私のこの講演では、都市参事会が法廷として登場するときに参事会が下した判決だけでなく、参事会統治の他の記録をも同様に取り扱うのが有意義である。なぜなら、参事会員たちが都市統治のある活動分野から別の分野へ転じた際にも、彼らの法見解は変化しなかったと推測されるからである。

B

学識法の挑戦に対するリューベックの応答は多様で矛盾に満ちたものであった。一方で、皇帝法によるあらゆる影響に対してはっきりとした留保が対置されているが――その際、参事会は次のように主張した。皇帝法を理解し取り扱うのは余りに難しい。皇帝法は不適切である。皇帝法は市民の諸自由を危くするものでさえある、と。――それと並んで、「皇帝の」諸法の有効性が何ら明白なためらいなしに受容されているような事例もある。ある事例では、「我々は、我々にふさわしいように、皇帝法を適用する」という注記さえ付けられている[6]。この注記には特別な強調が見られるが、それはこの点に関して先行する論争があったことを示唆するものかもしれない。

しかし妥協もまた存在していた。少なくとも一つの事例では、学識法は理論的に受容され、立法にまで取り入れられたが、しかしそれにもかかわらず裁判実務では効力を持たなかった[7]。

（一）リューベックの裁判官たちは、書きとめられた彼らの諸決定の中ではごく短く簡潔な「判決理由」しか示していない。彼らはその判決の中で両者の主要な論拠を提示し、それから一方の当事者を勝たせる。唯一の判決理由として、彼らは勝訴した側が持ち出した論拠の一つを簡潔に繰り返す。これらの判決の論理的構造は、一つの事例を検討して説明するのがわかりやすいが、ちなみにこの事例は、学識法すなわち「適正価格 iustum pretium」の理論との初期の接触

を示すものでもある。

「リューベック市参事会は、ヒンリック・ヨンセンとアンドレアス・ヴェッキンクフーゼンの間の、古キーゾウにある屋台をめぐる争いを以下のように整理した。ヒンリック・ヨンセンは、読み上げられた証書によれば、被告は彼に屋台を三七マルクで売り、彼はアンドレアスに一三マルクを支払った、アンドレアスは彼に屋台を引き渡す義務がある等々と主張した。それに対してニコラウス・ヴォルタースを通じて次のように言われた。これは不公正な購買である。とりわけ、三七マルクという売値に対して屋台からの年収は七マルクである、売値は適正な価格の半分以上 ultra dimidium iusti pretii である、契約は当然に無効である等々、証書は二通ともなおヒンリックのもとにあり、普通そうであるようにもう一方の当事者に引き渡されていない。更にやりとりと証人の聴取を行った後、証言は一致しなかったのだが、訴訟は以下のように決せられた。**行われた購買は無効であり、アンドレアスはヒンリックに三七マルクをただちに返還すべし。**[四月五日に] 上のように行われた。[8]」[太字部分が判決]

一五二五年に、ヒンリック・ヨンセンがアンドレアス・ヴェッキンクフーゼンを訴えて、後者が前者に三七リューベック（銀）マルクで売却した市場の屋台の引き渡しを求めた。[9] 売買契約の効力が争われることとなった。なぜなら価格がごくわずかであったからである。ニコラウス・ヴォルタースという男が（彼は中立的な第三者か、ひょっとすると一種の鑑定人か、あるいは被告側に有利な証言をしているのでむしろ被告の助言者であったのかもしれない）、屋台を使って年に七マルクの収入を得られるが、それは約定された売買価格の約一九%に相当する、と論じた。実際これは魅力的な投資であった！　ニコラウスの論拠のうち四つを引用しよう。（一）彼は契約を不法で不公正であると形容した。[10]（二）更にラテン語で、価格は適正な価格の半分以上 ultra dimidium iusti pretii であった、と続けた。（三）そして――再び低地ドイツ語で――契約はそれゆえ当然に無効であると言明し、（四）売り主が契約証書の写しを受け取らなかったの

であるから、既にそれだけで契約は無効である、と更に付け加えた。

テクストはこれらの点を解説なしに伝えている。裁判所は続けて、それに反対する言明をも聴取したと報告し、その後で判決を宣言している。裁判所は、ニコラウスが契約無効を主張するのに使った第三点の短縮ヴァージョンを繰り返し、被告アンドレアスに売買代金の還付を命じる判決を下した。二つの理由から、これはかなり驚くべき結末である。まず第一に、原告が自分の主張から逸脱したこのような判決を請求していたということは報告されていない。更に、ひょっとするとこの文書が作成された時点での分割払いの第一回かもしれないが、決定の冒頭に一三マルクの部分的支払いのみが言及されていたにもかかわらず、明らかにこの間に売買代金の全額が支払われていたということが、ここで初めて分かる。[11]

しかしこのことは未解決にしておいてよいであろう。決定的な問題は、判決が適正価格 Iustum pretium という学識的法形象に基づいていたのかどうかという点である。裁判所はアンドレアスの味方であったニコラウスと同様の推論を導き出し、従って結果としても彼と一致したのにちがいないと、考えることができるかもしれない。しかし他の道を通じてもまた同じ結果に達することができたであろう。例えば、契約証書が手交されなかったことを理由として。決定的な法行為としてのこの契約証書の手交があって初めて契約の効力が基礎付けられたであろう、とすることも十分可能だったからである。学識法の影響を被っていない中世的法思考において、この構成は広く普及していた。しかし屋台の価格とそこからの年収に関する論証が短いテクストの中でかなり大きな部分を占めているので、――ハンザの裁判官たちは多弁な人たちではなかった――結局のところ、莫大損害 laesio enormis という論拠が参事会員たちの決定に少なくとも一つの役割を果たした、ということが、もっともらしい推測として残る。

一四、一五世紀のリューベックの法用語において、ラテン語の概念はきわめてまれであった。一世紀前、一二一八年以来、最初のリューベック都市諸法はラテン語で書かれたが、法律の用語はその世紀の経過中に低地ドイツ語へと変わ

り、ほんの数十年後には行政もこの動きに追随した。この史料が由来する時点に引き続いて一六世紀後半には、低地ドイツ語（あるいは同時代人の呼び方では、「古ザクセン語」）は、再び後退した。一五八六年の改訂都市法は高地ドイツ語で書かれ、法律家たちの間ではラテン語が再び優位を享受した。最初のラテン語の専門用語は、低地ドイツ語の、そして後には高地ドイツ語のテクストに組み込まれ、ダーフィト・メヴィウスが一六四一年に「リューベック法」に関する彼の標準的なコンメンタールを提示した時には、リューベック法は再びすべてラテン語で扱われたのである。

以上のことは、文献学の歴史への余計な脱線というわけではない。外来の法の影響を確定しようという場合、一般に用いられている法言語は明らかに重大なポイントなのだから。一五〇〇年ごろに一つのラテン語の単語を使うということだけで既に、その言葉そのものだけでなく、その意味内容もまた北ドイツ人にとって見知らぬものであったということを含意しうるかもしれない。もちろん、これに関して確証はない。確かに、この時期から伝わるいくつかの事例では、伝統的な土着の法が適当な概念性を備えていなかったというだけの理由で、新しい術語が導入された。一五六〇年ごろのある事例では、「管理 Administration」という語が、商事会社の業務遂行を指す表現として新たに用いられるようになった。[12] しかし業務遂行自体がリューベックのような商業都市にとって見知らぬものであったということは、ありえない。ところが低地ドイツ語はそれまで業務遂行を指す特有の表現を持っていなかったのである。この例は、参事会員たちが時に言葉だけを輸入し、しかしまた時に適した専門用語とともに法理念全体をも輸入したということを示す。いずれにせよ、低地ドイツ語の史料中へのラテン語挿入の数は一六世紀の間に著しく上昇している。参事会判決の史料刊本は一四五〇年ごろに始まり（第一巻）、一五〇〇年から一五二五年に続き（第二巻）、一五五〇年で終わっている（第三巻）。第一巻についてヴィルヘルム・エーベルの索引はラテン語の単語を一つも挙げていないが、それに対して第二巻については五、第三巻については三〇以上を挙げている。

（二）さてここで、それらを巡って既に長いこと議論が交わされているような諸事例に移ることにしよう。リューベックにおける皇帝法についてはまだいくつか証拠を持ってくることができるかもしれないが[13]、皇帝法への単なる言及以上のことは言っていないという場合がしばしばである。それゆえ数少ない例を徹底して論じる方がよいであろう。

学識法についての最古の証拠の一つを、一二九四年のリューベック都市法が伝えている。この都市法は、ハンザ法史の初期の段階、活発な立法活動の時代に属するものである。法典の著者たちは非常に多様な史料からさまざまな法規を汲み出した。大部分は、近隣の友好諸都市の法規から[14]、そして数十年前にアイケ・フォン・レプゴウによってザクセンシュピーゲルに記述されていたザクセン・ラント法からであった。ハンブルクでは、法規のこの雑多な集積は、一つの調和のとれた法典、一二七〇年のハンブルクの都市法典 Ordeelbook にまとめられた[15]。法言語は現地で通常使われていた低地ドイツ語である――ただし一つ例外があり、ここで我々の興味を引く。

商人が危険な航海で若くして死去し未成年の子どもたちにかなり多額の財産を残すということが珍しくなかった時代において、後見権は、大きな実際的重要性をもった、危険にさらされた対象であった。関連する一節は直接法学提要から採られている（法学提要二三、三＋四）。法典のある写しは、低地ドイツ語のテクストにラテン語の概念を挿入している。別の平行した写しはこれを低地ドイツ語に翻訳し、そうすることでその外来の起源を隠蔽している――例えば、狂った furiosus ＝ dauendlich、浪費家 prodigus ＝ ein thobringer というようなラテン語と低地ドイツ語の翻訳方程式をこしらえる文献学者にとって、理想的な機会である。

更に別のことが目に付く。立法者は皇帝法の継受を根拠づけるよう促されていると感じている。彼はそれをただごく簡潔な言葉で「我々が正当にそうしてよいように alse wi van rechte scholen」行っている。なぜなら立法者たちは普通彼らの法律の中で彼らによって取られた措置について何の根拠付けもしないからである。しかしそれでもなお、これら

の自覚的な言葉は、およそ皇帝法がリューベックでいかにして通用するに至ることができるかについての、都市参事会のわずかな言明として重要である。Van rechte は、リューベックの帝国都市としての地位に関係しているのかもしれないが、これは、根拠があるとはいえ一つの推測以上のものではない。Scholen は、英語の schall に似ているにもかかわらず、義務ではなく許可を指示しており、従って「してよい dürfen」と訳されるべきものである。そもそもこのような正当化がなされたということは、リューベックの立法者は自由に古典ローマ法の法源から汲み出したのか、という先行する論争に示唆を与える。それについての議論に参事会で耳を傾け、賛否を論じることは、確かに緊迫したものだったことであろう。

この具体的なローマ法継受の動機に関しては、法典そのものは、ふさわしくない後見人を解任する際の困難について伝えている。明らかに、土着の法は満足できる解決を持ちあわせていなかったのであり、そのような事情から、今や立法者であった都市参事会は、とりわけ障害があるかまたは病気の成人に対する後見が問題であったようなケースのために、他の法規を採用したのであった。ローマ法を引き入れることによって、参事会は、後見人と世話人を区別できる状態になったのである。

（三）一三八四年に肉屋たちは手工業者ツンフトの反乱の先頭に立ったが（そこからこの反乱は「屠殺屋反乱」と呼ばれる）、これは都市貴族的なリューベックの都市参事会に対して向けられたもので、一四世紀後半のドイツ都市における典型的な騒擾と革命的蜂起の一つであった。しかしここでは蜂起者たちは戦いを開始するより前に裏切りにあい、明らかに彼らには、妨げられずに逃亡する可能性が与えられた。しかしながら、彼らの言い分を参事会に提起しようと意図して市にとどまった者たちにとっては、事は致命的なものとして終わった。

刑事事件の訴訟は非学識的な裁判所で口頭で行われたので、刑事司法の実務は直接の史料からはほとんど何も知られ

ていない。このケースでは、革命的な出来事とその裁判所での余波――もちろん疑いなく勝者による裁きであったが――を報告しているのはある年代記である。年代記作者はもちろん法史には自身何の興味もないし、訴訟の法学的に正確な描写にも関心がないにもかかわらず、この史料はここで引き合いに出されうる。なぜなら、史料は、蜂起者たちが「皇帝法にしたがって na kaiserrechte」裁判されたということを明示的に強調しているからである。彼らは死刑、それも中世の観念にてらしてさえ残虐な方法による死刑を宣告されたが、それは彼らが「大逆罪 crimen laesae maiestatis」を犯したからなのだ、というのである。(16)

自分のために maiestas を要求することによって、参事会は、完全に共和制的な伝統の中で行動しているとはもはや言えなかった。このことは一方では、参事会員の権威の再建を目指した政策の一部であったにちがいない。しかし他方でそれは、中世後期と近世において、参事会の増大する自尊感情にとっても、また絶対的な最高位に対する参事会の要求の形成にとっても典型的なことであった。しかしもちろん、判決は直接的な財政的帰結をも伴った。すなわち、死に値する他の罪とは違って、大逆罪は犯罪者の財産の没収をもたらしたのである。(17) このようにして、「反逆者」だけでなく、彼の家族も処罰された。伝統的なハンザの法はそのような制裁を知らなかったが、しかしローマ法は――まさに crimen laesae maiestatis について――その種の制裁をよく知っていたのである。

みずから被害者側にして裁判所でもあった都市参事会が、その制度的優位を守り、同時に財政的関心に対応するために、帝国法を引き入れたということが、ここではまさに明らかである。

（四）帝国法の領得という問題に対する参事会の機会主義的な行き方を最も明瞭に示す例において、リューベックの都市参事会はまた別の役割を演じている。すなわち原告の役割である。市は一四一八年にザクセン・ラウエンブルク公を訴えた。リューベックの近くにあった都市メルンに対して、事前に宣告されることなしに、暴力的なフェーデ行為が

公によって行われていたからである。[18] リューベック市の利益がそれによって損なわれたのであった。さて今やすべては証明にかかっていた――それも正確に言うとみずからの主張を誓約によって「真実」であると立証することにかかっていたのである。ザクセン法は、被告の方に、争われている案件における損害を自分が引き起こしたのではないと宣誓することを認めていた。しかしながら、「教会法と皇帝法 gestliken unde keyserrechte」によれば、この宣誓は原告側に認められたのであった。

このケースにおいて学識法に対する原告の熱狂が理論的考慮にもとづいたものでなかったということは、見逃され得ないのである。

（五）裁判所の決定という形でなく、他のハンザ都市ブラウンシュヴァイクによって求められた鑑定という形で、法廷は、異端のかどで訴えられた二人の女性が帝国法にしたがって判決されるべきであると薦めた。[19] 更に、この二人の女性がリューベックでその行為を犯したとすれば、火刑へと判決されたであろうとも、書かれている。薦められた死刑が実際に帝国法と符合していたということは、理由付けからおぼろげに帰結されうるにすぎない。ブラウンシュヴァイクによってこれ以前に送られてきていた要請には、この事案についての一件書類が添付されていたが、それらは伝存していないのである。書簡のやりとりが行われたのは一四五〇年のことである。一五三二年に「カール五世刑事裁判令 Constitutio Criminalis Carolina (CCC)」が公布されたが、[20] この法令は実際に異端について火刑を規定している。この法令は、その他の点ではそれほど大きな立法力を展開できなかった帝国の、唯一重要な立法上の成果であった。一五三二年以後は、刑事事案における帝国法の適用へのあらゆる指示は、疑いなくカロリナに関係していたに違いない。しかしカロリナは新しい規範の法典化ではなく、一般に適用されていた法規則（例えば魔術のケースについてザクセンシュピーゲルによって規定されていたような規則）の体系的集成であったので、参事会が、このケースにおいて、まさに関連す

る帝国法の規則を引き入れたということは、それが八〇年後に初めて成文化されることになるものであったにもかかわらず、ありそうなことである。

このケースでは、帝国法がローマ法と同じであることは、この講演の中の他のケースでそうであるほどには、明白でない。帝国法を喜んで受容しているその動機に関しては、参事会は今回は純粋な自己利害から行動しているわけではないと言いうる。しかしごく一般的に言って一五世紀は、諸都市、特に北ドイツの諸都市が、犯罪との戦いのための努力を強化した時代であった。中央権力はあまりに弱体であることがはっきりしたので、諸都市がこの問題を自分の手中に収めたのであった。帝国法と符合した厳しい処罰を薦めることは、この全体像とよく合致するであろう。

（六）おそらく間違いなく、帝国法の適用に反対する最も有名な態度表明は――これは、リューベックに外来の法の侵入に対する国民的抵抗の砦を見ようとした学者世代すべてによって喜んで引用されたものであったが――一四五六年、市長ヒンリヒ・ファン・ヴァーレンドルプに由来するものである。もちろんそれは、文脈から切り離された、不完全な副文だけから成っており、その唯一の文書による証拠が三〇〇年以上後のものであるということによっても、我々の信頼はおびやかされる。[21] この態度表明は、古いリューベック法の集成の中に取り入れられたのだが、そこではまったく誤った位置にある。なぜならこの受け入れはむしろ政治的な態度決定であり、決して法規ではないからである。それは以下のとおりである。「何びとも皇帝法によって都市の法を害してはならない。都市の法は、皇帝の言葉により、永遠で確固としたものであり続けるべきである。また、ラテン法は我々の都市の本質にとって、無益で、まったくふさわしくないからである。Wente nemant möt der Stades Rechte krenken mit kaiserliche Rechte, dat sulvest na des Kaisers worde ewig stede unde vast bliven schal, wen de Latienische Rechte unse Stades Wesen unnütte und gantz unteemlick sin […]」dat sulvest 以下の一節は、都市の法にかけて読む必要がある（文章における位置どりがそう示唆するにもかかわらず、

帝国法にかかっているのではない）。そう解釈してのみ、この箇所は意味を生じる。市長は、彼の都市の法を、いささか侮辱されたような調子で、帝国法の法規がリューベックで適用されると考えようとするすべての人に対して、二つの論拠によって防御している。すなわち、彼はまず、一二二六年以来型どおり、局地的都市法を尊重するという皇帝の約束を含んだ、一連の皇帝特権状を指示する。そして彼は、都市の「本質」、内的核心、真の性質を引き合いに出す。確かに、継受に反対する論拠として役立つために、このようなあいまいな構想で十分だったということは、注目に値する。しかしそのことをさしあたり度外視すれば、文脈が欠けているので、かくも文脈から切り離された市長の態度表明の史料価値を決定することはほとんどできない。

バルト海岸に沿ってリューベック法で生活していた諸都市に対するサービスが問題だったのであろうか。それらの多数は領邦都市で、リューベックのような帝国都市ではなく、領邦君主に服していた。これらの権力保持者たちは、彼らの支配の領域的凝集と、彼らの領邦における近代的主権の貫徹の動きの中で、諸都市から次第に伝統的な諸権利・諸自由を奪い取ろうとしていた。(22)

ひょっとするとここには、諸事情の合流以上のものがあるのかもしれない。その直前、一四四〇年代には、クリストファー王のスウェーデン新ラント法が、国王の誓約の一部として、王国の中で外来法を導入することによって人民に負担をかけない、という約束を宣言した。(23) 両者の類似は明らかである。明らかに、北の王たちと市長は、一五世紀中頃に、ローマ法の受容に対しておおやけに反対することで、彼らの臣民ないし市民の期待の姿勢に対応しようとしたのであった。

（七）一六世紀へ転じる直前、最初は一四八六年に、リューベックの裁判文書に新しい型の商事会社が現れる。それは「全体会社 vulle selschop」と呼ばれ、古典ローマ法の「全財産組合 Societas omnium bonorum」に対応するものであった。(24) 秘密のパートナー関係であったハンザの商事会社の伝統的な諸形式とは異なり、この「全体会社」はおおやけの目から

隠されたものではなかった。両者の関連はそうでなくとも既に非常に蓋然性の高いものである。伝統的なハンザの法にとってそれまで異質であったものを受容したということからしか説明できないような、重大な構造的類似性をよく考えるべきであろう。更に、ドイツでは一五〇〇年ごろに、ローマ法の数多くの特徴が初めて出現したということにも注意するべきであろう。何十年か後に低地ドイツ語の概念が高地ドイツ語の概念に道を譲らねばならなくなった時には、この関連は完全に明白になる。「全体会社 vulle selschop」から「全財産の会社 Gesellschaft aller Güter」へ――これは「全財産の組合 societas omnium bonorum」のより明瞭な翻訳である。もちろんしかし新しい型は、争論と裁判紛争をもたらした。裁判文書では、新しい会社はいつも同じ文脈で現れる。すなわち、誰かが自分の債務者の仲間を訴えようとするというケースであるが、こうしたやり方は以前には採り得なかった法的救済手段であった。この原則は、それが初めて言及されてからちょうど一〇〇年後、一五八六年の改訂リューベック都市法に取り入れられた。「互いに全財産の会社を設立しようとする者たちは、誰と会社を設立するのであれ、一人が買ったものについて他の者が支払わねばならない。」(25)

もっとも、新しい法的救済手段は効果のないものであった。どうやら参事会は、新しい会社の形式から本来生じなければならなかったはずの諸帰結を認めることを欲しなかったようである。自身が拘束されていたわけではない契約にもとづいて、本当に誰かに債務を返済するということは、誰でも「自分が認めた所でその信を求めねばならない」のであり、自分が以前に取り決めを結んだ相手とのみ、向き合わねばならない、という伝統的で威厳ある立場にそむくことを意味したであろう。このテーゼが正しいにせよそうでないにせよ、いずれにしても結果は明らかである。参事会は新しい会社の型を理論的には受容したが、請求は棄却したのであった。具体的には、参事会は、問題のパートナー関係が実際に存在したかどうかを証明するために、被告に単独でする宣誓を許した。これは土着法で広く普及していた訴訟規則を引き入れたものであり、それによれば被告には単独でする雪冤宣誓が認められ得たのであった。請求が裁判で承認さ

れたケースは、参事会のこうした法政策に対する例外をなすものである。そこでは、パートナー関係が現に存在したということを、被告が認容したのであった。

なぜ参事会は新しい会社の形式を受容し、しかしそれに十分な法的保護を与えなかったのであろうか。なぜ人は、明らかに入ってくるよう望まれていないような法制度に扉を開いたのであろうか。「全財産組合」がいかにして北方へやってきたかは不明である。一五世紀の他の革新的な商業の諸方法は、西から、とりわけハンザ商人がフランドル人やイタリア人と密接な接触を持っていたブリュージュから、リューベックに到達した。異国の商法の拒絶とその他の商業の諸方法（簿記、銀行制度、保険等々）の是認が同時に生じているということは、それぞれの継受がおそらく偶然に起きたのではなく、意図的に下された決定の結果と見なされうるのではないかということを、もっともに思わせる。「全体財産組合」は例外だったのであろうか。ここでは外国のコンセプトが丸呑みにされ、問題になる限りでその諸効果が抑制されねばならなかったのであろうか。リューベックがその名声を保つのに大いに成功したということは、別の方向を示唆する。つまり、個々の商人がそうであるように、都市自体もまた、モダンで革新的だと見なされることに、利害を持っていたに違いないということである。このことは、商事会社についてハイパーモダンな型を提供するということを必然的に含んでいたのである。参事会がその立法によってモダンな制度の威信を歓迎したのに対して、参事会は他方日常的な裁判実務では古い諸原則に優位を与え続けたのであった。

（八）最後の、そして時期的にも最も遅い例は、一五五五年から伝わる都市参事会から帝国最高法院への書簡である。[26] ペーター・エストマンが最近この書簡を詳細に検討しているので、[27] ここではそれを短くまとめればよいであろう。書簡は、まだ未完成であった、改訂リューベック法典の未刊行版に添付されていた。[28] 書簡の中でリューベックの都市参事会は帝国最高法院に、局地法を尊重し、市を帝国法で悩ませないように求めた。「我々は帝国法に耐えられない die

wir nicht ertragen mögen」というのである。

法典がまだ草案段階であったにもかかわらずそれを尊重してほしいという要求は、当時の立法理論に対応している。もろもろの都市法は、ただ校閲された版であることを主張していただけで、従ってしばしば「改革法典」と称されていたので、学説は、それらは長く完全に妥当していた法規の集成と体系化であるに過ぎないのだと考えた。それに対して、この書簡で謎めいているのは別の事柄である。何に対して、参事会はあれほど鋭く反応したのであろうか。帝国最高法院は、既にその六〇年の裁判活動の中で、まず第一に局地法によって決定し、普通法はようやく二次的に権威的な形で適用する、というその使命をまじめに受け取っているということを証明していた。都市参事会の方では、一五〇四年に限定不上訴特権を受領した後、帝国最高法院を上位審級として従順に受け入れていた。審級順序が確立していたことをあわせて考えるなら、この書簡の鋭さは大部分いわば「ポーズ」だったように思われるのである——リューベック法を適用し、この時参事会に、時代に合った法典の改訂版を出すよう絶えずまた強く求めていた、他の諸都市の方に向けられた、プロパガンダの手段であったように思われる。

C

ここで提示した八つの例は別々の史料類型に由来し、長い期間にまたがり、きわめて異なる対象を含んでいる。にもかかわらずそれらが統一性のある諸帰結を許すかどうかを判定するために、それらをここで時系列で整理して表にして示しておく。学識法に対してそのつど特定の態度をとった都市参事会の動機もあわせて示す（最後の欄に分けて挙げておく）。

(番号)年	史料類型	対　　象	帝国法に対する態度	動　　機
(2) 1294	法律	障害者ないし病人に対する後見	積極：我々が正当にそうしてよいように、帝国法が引き入れられる	局地法の弱さ
(3) 1384	裁判所の判決	大逆罪：有罪判決を受けた大逆罪犯人の財産の没収	積極	財政
(4) 1418	都市が原告となったある事件で持ち出された論拠	引き起こされた損害の額についての原告の証明権	積極	財政
(5) 1450	友好都市ブラウンシュヴァイクのための法的助言	異端女性たちに対する裁判による追求	積極	不明、宗教的性質のものか
(6) 1456	市長による態度表明	ローマ法のリューベックへの導入？	消極	郷土愛？防衛反応？
(7) 1486 ＋ 1586	裁判所の判決 ＋ 法律（改革都市法典）	ある商事会社のメンバーの責任：全財産組合	理論的受容、しかし特別な証拠法を形成して実務上拒絶：被告は当該パートナー関係の存在を事実上否認できる	イメージづくり？
(1) 1525	裁判所の判決	買値が低すぎる、適正価格でない	この論拠を用いた側が勝訴しているので、おそらく積極	都市みずからの利害に関係しない、通常の判決
(8) 1555	帝国最高法院への書簡	リューベックと都市法一般	消極	土着の法慣習の保護？

法史学者が反応と動機のこのような多様性についてこれまで提出してきた諸説明は、人を満足させるものではない。一九四五年より前には、伝統的なドイツの研究は、学識法を拒絶することを、外来の影響に対する抵抗の行為と見なしていた。土着の諸価値の誇り高い防衛、というわけである。それと相容れないもろもろの根拠は低く評価されるか、見過ごされていた。この民族主義的に刻印された立場は、今ではもはやあからさまに主張されてはいない――しかしそのような立場は今なおある程度一般に影響を与えているように思われる。二〇世紀におけるリューベック法の最も重要な専門家であったヴィルヘルム・エーベル（一九〇八―一九八〇年）もまた、後々まで作用する民族主義的な耳打ちに対して常に免疫があったというわけではなかった。しかし彼は裂け目の入った地面に慎重に足を踏み入れるだけの賢明さを持ち合わせていた。彼はスタンスを明らかに示すことは決してなく、外来の法がハンザの法世界に「侵入した」箇所だけを指摘し、土着法に対する彼のシンパシーを隠さなかった。

ヘルマン・クラウゼの研究『皇帝法と継受』（一九五二年）は別の方向から問題に取り組んだ。クラウゼは、北ドイツの法がいかに「純粋」であり続けたかを問うことはせず、諸世紀を通じて変化する皇帝法の意味内容の概観を提供したのである。彼は一つのカーブに到達した。そのカーブは、フリードリヒ一世バルバロッサ（およそ一一二二―一一九〇年）の時代以来の、静かな、いやそれどころか無意識の帝国法受容という初期の局面に始まり、一五世紀半ばに始まり約一〇〇年続いた公然たる拒否という中期の局面を経て、一五五〇年より後の数十年に抵抗が次第に消滅していった後期の局面に至った。この講演で検討された事例の大半は、中期の局面、拒否の時代に属する。クラウゼの見解は多少の差はあれ反駁されずにきている。実際この見方は、上で叙述された法言語における動きによく適合する。しかし我々の表を一瞥するだけで、学識法に対する反感という想定に疑念を生じさせるには十分である。表は、局面は主張されたほど滑らかにかつ直線的に交代したわけではなかったことを示している。帝国法に対する態度における突然で一見する

と気まぐれな変転を十分に解釈するためには、そうしたカーブはいずれにせよ一般的すぎる。帝国法が受け入れられたり拒絶されたりした理由について、説得力ある説明として役立つには、クラウゼの理論は余りにあいまいなものにとどまっているのである。

議論がストレートに説得力あるものとなりえなかったのはひょっとすると、それが法律家によってのみ行われたからかもしれない。議論は今日まで、リューベックで皇帝法が妥当し得たりし得なかったりするには、一つの根本的な法理論か、少なくともやはり法的確信が必要であったという、暗黙の前提に基づいてきたのである。

しかしこの前提はよく調べてみると疑わしいものである。都市参事会の法エキスパートは、彼らの手助けをする法律家を持っていた。従って彼らは法知識にアクセスできた。にもかかわらず、彼ら自身は学識法曹ではなかった。何故彼らは、いつ帝国法を適用し、いつそうしないかを、首尾一貫した規則によって決定するなどといったことに、独自の利害を感じる必要があったのであろうか。他の事例、特に、ハンザの法的性質は何でその構成員は誰かという根本的な問題で、彼らは巧みにあらゆる確定を避けおおせたのである。経験豊富な商人、都市貴族的な指導層の構成員、一二世紀半ばに市が建設されて以来市を統治してきた諸家族の息子たちとして、彼らは、法律家によって統治された都市におけるのとはまったく別の座標系の中で行動していた。リューベックの都市参事会は、帝国法を裁判に引き入れるという問題においてもっぱらプラグマティックにふるまったのである。都市にとって有利になった場合には、帝国法は妥当したのである。

参事会の権威が脅かされていると見なされない限り、プラグマティズムと法規の性質だけが、それらの規則の適用について決定した。参事会は、その日常的な裁判実務において、帝国法に対して原理的に拒否の姿勢を取っていたわけではなかった。第三者に対する政治的態度決定においては、しかし事はまた別であった。そのように見れば、帝国法に対

する最も重要な拒否的位置取りは、参事会員たちが学識法を非としたということでなく、彼らが第三者やその他の制度による介入に対抗したということを示しているのである。参事会員たちは彼らの土着の法秩序を巡って戦ったのではなく、彼らの伝来の独立と自由のために争ったのであった。

（1）Walter Haas, Der beredte Deutschschweizer oder die Hollandisierung des Hinterwäldlers. Über die Kritik an der Deutschschweizer Sprachsituation, in: Das Deutsch der Schweizer. Zur Sprach- und Literatursituation der Schweiz (1986), S. 41-59.

（2）リューベックの都市参事会が語の厳密な意味での上訴審級であったのか、それともそうではなくて下級審級に対して、拘束力はあるがしかし内部的な助言という形でその決定を伝えたのであり、その結果下級裁判所にはそれを自身の判決として宣言する可能性が開かれていたということなのか、という問題について、最近学術的論争が起きている。この問題はリューベック法それ自体の影響領域にかかわるものではないので、その限りでここでは未解決のままにしておくことができよう。

（3）ヴィルヘルム・エーベル Wilhelm Ebel によって四巻に分けて編纂・公刊されている。Wilhelm Ebel, Lübecker Ratsurteile, 4 Bde. (1955-1967). エーベルはまた、リューベック法についての最も重要な専門家と見なされてよい学者である。更に、彼の Lübisches Recht I（1971－第二巻は刊行されなかった）および Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 1. Aufl., Bd. 2 (1978) 中に同じタイトルで書かれた有用な見取り図を参照。

（4）この「条例理論」は、中世中期北イタリアの自治都市（コムーネ）に由来するが、それらの自治都市の法的地位はむしろ独立した都市共和国のそれに対応するものであった。条例理論はアルプスのこちら側にも広く普及した。この理論が近世ドイツの裁判所でどの程度具体的に適用されたかは、重要な研究である Peter Oestmann, Rechtsvielfalt vor Gericht. Rechtsanwendung und Partikularrecht im Alten Reich (2002) が検討対象としている。

（5）もちろんこのことは、参事会員たちが学識者の助言を利用できなかったということを意味しない。まったく反対に、既

に一三世紀の半ばにハンブルクやリューベックといった都市は、特にボローニャ、パドヴァ、モンペリエといった、同時代の北イタリアや南フランスの諸大学で学んだ法律家を雇うことを始めていた。

（6）後述の事例二を参照。

（7）後述の事例七を参照。

（8）債務と契約に関するリューベックの有名な都市帳簿、いわゆるNiederstadtbuchより。記入の年代は一五二五年のludicia。Wilhelm Ebel (Hg.), Lübecker Ratsurteile Bd. 2, 1501-1525, Göttingen 1956, Nr. 1055, S. 583 f. による引用。判決は太字で強調してある。

（9）今日の通貨でおおよそ三七〇〇〇ドル（二五三〇〇ユーロ）。しかしもちろん、一五二五年の貨幣供給量と二〇〇九年のそれとは著しく異なっているので、経済史研究がそうした換算に対して正当にも抱いているような留保つきで、ということである。

（10）ちなみに注記しておけば、このことは、屋台についての正当価格が結局のところ三七×二の七四マルクだったのであり、従って年間収入は最大で購入価格の九・五%になった、ということを示している。

（11）C. 4.46.2; Max Kaser, Das römische Privatrecht II, 2 Aufl. 1975, S. 388-390を参照。

（12）Albrecht Cordes, Kapital, Arbeit, Risiko, Gewinn, in: Rolf Hammel-Kiesow (hg.), Das Gedächtnis der Hansestadt Lübeck. Festschrift für Antjekatrin Graßmann zum 65. Geburtstag (1995) S. 517-534.

（13）リューベック市の証書集と前述のヴィルヘルム・エーベルによる都市参事会判決の刊本の有用な索引を使えば、そうした例はごく簡単に見つけることができる。

（14）一八四一年にヤーコプ・グリムは一つの都市から隣の都市への法規則のこうした拡散過程を描写している。彼のロマンティックな、しかし不適切とも言えない言葉は有名になった。「火と灯りを隣人のところで借りるように、人は法を借りたのである。」Karl Kroeschell, Albrecht Cordes, Karin Nehlsen-von Stryk, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd.2:1250-1650, 9.Aufl.(2008), S.117.

（15）Johann Friedrich Hach, Das Alte Lübische Recht, Lübeck 1839, Cod. II. Die Vormundschaft betreffen: Art. 97-102, S. 293-297: Art. XCVII De vormunden settet; Art. XCVIII Van vormuntschap der gheste; Art. XCIX De sinen kinderen set

vormunden; Art. C De nene vormunder set; Art. CI Van unnutten vormunden 役に立たない後見人について（条文は、ふさわしくない後見人のせいでひどい経験をした、という報告で始まり、以下のように続く：「それゆえ、我々が正当にそうしてよいように、我々は皇帝法に従い、我が市民が役に立たない後見人を持つならば、その者を参事会に連れて行くべきである。」そして参事会はふさわしくない後見人を罷免し他の者を任命することができる。）Art. CII 成年後見について：「我々は更に皇帝法に従い…」同様に成人も後見に服せしめられうる、彼が「狂っている *„furiosus [dauendich]*」か浪費家 *prodigus [ein thobringer]* である場合は。その場合彼は世話人のもとにあるべきである。すべての意識のない者、耳の聞こえない者、絶え間なく患っている者 *omnes mente capti surdi et qui in perpetuo morbo laborant sine interrallo [alle unsinnigen lude, und dove lude, unde de sunder underlath in suken arbeyden]* には世話人が与えられるべきであり、世話人なしには何事もなされえない。」――カッコ内はラテン語の章句を低地ドイツ語に翻訳した平行写本の内容。原典は法学提要二三（後見人について）、三および四。

(16) Bernd Kannowski, Bürgerrechte und Friedebriefe. Rechtliche Streitbeilegung in spätmittelalterlichen Städten (2001) S. 84-87; 彼の論述は Detmar-Chronik (Chroniken der deutschen Städte Bd. 19, 1884) S. 581-582 にもとづいている。

(17) Kannowski, Bürgerrechte und Friedebriefe, S. 88, Anm. 473. Cod. 9.8, Dig. 48.4 による。

(18) Hermann Krause, Kaiserrecht und Rezeption (1952) S. 89, Anm. 443, Urkundenbuch der Stadt Lübeck 6 Nr. 38, S. 39-49 [46]: *“dat denne na gestliken unde keyserrechte de beschedigeden ere schade beluegen edder mit even eden war maken unde beholden mogen, unde dat de hertogs de nicht mynnen en moge umme der fyne wegen, dar he umme der vorsake unde gewald willen in vornalten is na keyser Karols gesette vorscreven.” “keyser Karols gesette”* は一三五六年の金印勅書を意味する。その一七章（De diffidationibus）は六ページ前に引用されている。

(19) Hermann Krause, Kaiserrecht und Rezeption (1952) S.89. クラウゼは Urkundenbuch der Stadt Lübeck 8 Nr. 681 を引用する。Nr. 677 はブラウンシュヴァイクの裁判所からの委託であるが、それに対してリューベックの参事会は次のように答えている。[Wir lassen Euch daher wissen,] *dat gy na Keyserrechte klarliken vinden, wo men sodanne mysdaet schole unde moge richten, unde weret dat se en sodanne hir mit uns began hadden, so hadde wy se in ere hogeste gerichtet unde bernen laten.“*

(20) CCC Art. 109.

(21) Johann Carl Heinrich Dreyer, Einleitung zur Kenntniß der von der Reichsstadt Lübeck ergangenen allgemeinen Verordnungen, Lübeck 1769, S. 310 f. によって初めて知られる。ドライヤーはこの箇所の欄外に、「異国の法の導入に反対するリューベックの熱情」とコメントしたが、しかしその後、北ドイツにおける学識法の初期の諸例を提示することで、彼自身この態度を相対化した。

(22) このテーゼは、メクレンブルク公の支配領域にある港町で、リューベック法によって裁判していた都市ロストックが、数年後に発した援助要請によって支えられている。一五二九年にリューベックへ送られた書簡では、従来リューベック法にしたがって扱われていた争いについて、公が帝国法を適用しようと欲しているという懸念が表明された。これについては、一四五六年にヒンリヒ・ファン・ヴァーレンドルプが用いたのと同じ語が使われている。「不適切 unziemlich」と。Peter Oestmann, Rechtsvielfalt vor Gericht. Rechtsanwendung und Partikularrecht im Alten Reich (2002) S. 653 および Ulf Peter Krause, Die Geschichte der Lübecker Gerichtsverfassung. Stadtrechtsverfassung und Justizwesen der Hansestadt Lübeck von den Anfängen im Mittelalter bis zur Reichsjustizgebung 1879 (1968) S. 159 を参照。

(23) *"serlica ath engen wlendzsker ratter draghis jn i riket almoganom til tunga"* http://www.nordlund.lu.se/Fornsvenska/Fsv%20Folder/01_Bitar/BL1.A-KrL.html

(24) Wilhelm Ebel, Ratsurteile, vol. 1 (1955), Nr. 369. このケースは私の論考 Kupfer aus Schweden. Haftung für Gesellschaftsschulden im 15. Jh., in: Ulrich Falk u.a.. (Hg), Fälle aus der Rechtsgeschichte, 2007, S. 164-177 において、より詳細に論じられている。繰り返しを避けるために、ここでは結末だけに集中することとする。

(25) Art. 3, 9, 5. テクストは確定した法規則というよりは勧めのように見える。このことは、この文がマニュアルか法学文献に由来するのではないかという憶測を誘うが、その起源は知られていない。Albrecht Cordes, Spätmittelalterlicher Gesellschaftshandel im Hanseraum (1997) S. 94 f. を参照。

(26) Dreyer S. 310 Nr. XXXI, 参事会は帝国最高法院に、以下のようにすることを要請している。"in Fällen und Sachen, darin wir nach unser Stadt Lubsch Recht und alte löbliche Gewohnheit geurteilt und erkandt haben, by solcher unser Erkendniß und Stadt Lubsch Recht und Gewonheit lassen, dieselbe Urteile confirmieren und approbieren, und uns darüber mit Kayserliche Rechte, die wir nicht ertragen mögen, nicht beschweren lassen".

(27) Peter Oestmann, Rechtsvielfalt vor Gericht. Rechtsanwendung und Partikularrecht im Alten Reich (2002) S. 654/5.
(28) その完成と公布にはなお三〇年を要した（一五八六年、事例七参照）。

（訳者後記）

科研費基盤Sプロジェクト「〈法のクレオール〉と主体的法形成の研究」（研究代表者：長谷川晃・北海道大学法学研究科教授）は、二〇〇九年三月二四日に、ゲストを招いて、〈法のクレオール〉の歴史的側面を検討する研究会を開催した（研究会は北大ドイツ史研究会との共催で開かれた）。本稿と、続く「法のクレオールとしてのブーフの注釈？」は、その際ドイツ人ゲストによって行われた講演にもとづくものである。

アルブレヒト・コルデス氏は、フライブルク大学法学部でカール・クレッシェルのもとに学んだ後、ケルン大学法学部教授などを経て、現在はフランクフルト大学法学部教授である。

単著としては、学位論文である、

-Stuben und Stubengesellschaften. Zur dörflichen und kleinstädtischen Verfassungsgeschichte am Oberrhein und in der Nordschweiz, 1993

および教授資格取得論文である、

-Spätmittelalterlicher Gesellschaftshandel im Hanseraum (Quellen und Darstellungen zur hansischen Geschichte Band 45), 1998

が公刊されている。また編著として、

-Vom nationalen zum transnationalen Recht. Symposion der rechtswissenschaftlichen Fakultäten der Albert-Ludwigs-Universität Freiburg und der Städtischen Universität Osaka.1995（Karl Kroeschell と共編）

-Funktion und Form. Quellen-und Methodenprobleme der mittelalterlichen Rechtsgeschichte (Schriften zur Europäischen Rechts- und Verfassungsgeschichte 18), 1996（Karl Kroeschell と共編）

-Rechtsbegriffe im Mittelalter (Rechtshistorische Reihe, Band 262), 2002（Bernd Kannowski と共編）

-Stadt-Gemeinde-Genossenschaft. Festschrift für Gerhard Dilcher zum 70. Geburtstag. 2003（Joachim Rückert, Reiner Schulze と共編）

-Societates. Das Verzeichnis der Handelsgesellschaften im Lübecker Niederstadtbuch 1311-1361, 2003（Klaus Friedland, Rolf Sprandel と共編）
-Juristische Argumentation-Argumente der Juristen (Quellen und Darstellung zur Höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 49), 2006
-Altes Reich und neues Recht. Von den Anfängen der bürgerlichen Freiheit (Katalog zur gleichnamigen Ausstellung im Reichskammergerichtsmuseum in Wetzlar vom 15.9. - 10.12.2006), 2006（Georg Schmidt-von Rhein と共編）
-Hansisches und Hansestädtisches Recht, Hansische Studien XVII, 2008
があり、共著として、師であるカール・クレッシェルの教科書を改訂した、
-Deutsche Rechtsgeschichte 2 (1250-1650), 9. Aufl., 2008（Karl Kroeschell, Karin Nehlsen-von Stryk との共著）
がある。

以上のタイトルからもうかがわれるように、コルデス教授の専門分野は中世・近世ドイツ法史であるが、とりわけ教授資格取得論文の主題にかかわる商法史およびリューベック法史の領域について数多くの論文を発表している。また近世の帝国最高法院に関する仕事も数多く、現在ヴェッツラーに本拠を置くGesellschaft für Reichskammergerichtsforschung の学術部門の責任者をもつとめている。更に、現在刊行中の、Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte (HRG) 第二版の編者の一人でもあり、現在のドイツの法史学界を代表する学者の一人と言ってよい。日本との関係も深く、二〇〇七年四月の法制史学会（大阪市立大学で開催）でも会社法史をテーマに講演した他、二〇〇九年二月から三月に東京大学に客員として滞在し、その間、札幌での研究会だけでなく、各地で精力的に日本の研究者と交流した。

本稿は教授が最も得意とするリューベック法を素材として、都市参事会がみずからの立場と利害から、学識法を選択的に受容・変形していく様子を活写したもので、〈法のクレオール〉の観点から多くの興味深い論点を含んでいる。また従来の研究史を批判的にふまえたうえでなされる、リューベック法の具体的様相についての叙述は、伝統的にドイツ法史の重要な研究領域でありながら、我が国では必ずしも十分に知られているとは言えない、リューベック法という対象について、その一端を我々に示してくれる意味もあろう。

本稿では、研究会での講演時には時間の関係で省略された部分も含めて、コルデス教授のテクストを訳出した。コルデス教

授には、講演後、長時間の質疑応答をしていただき、また研究会前日には北大の若手西洋史研究者との研究会にも出席していただいた。教授の取られた労と研究会での学問的刺激に感謝したい。また今回の研究会には、西川洋一・東京大学法学政治学研究科教授にも来札いただき、研究会での議論に加わっていただいた。このことにも感謝申し上げる。研究会で司会をつとめて下さった長谷川教授、そして事務的な手配をしてくれた川瀬知美さんにも御礼申し上げる。